

新旧対照表（地震災害対策計画）

	現 行	改 正 案	備 考																
	第 1 編 総則	第 1 編 総則																	
	第 2 章 日進市の特質と災害要因	第 2 章 日進市の特質と災害要因																	
1-5	第 2 節 社会的条件 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>人口</td><td>本市の総人口は、<u>90,418</u>人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,000</u>人である（平成 30 年 10 月 1 日現在）。</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人口	本市の総人口は、 <u>90,418</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,000</u> 人である（平成 30 年 10 月 1 日現在）。	第 2 節 社会的条件 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>人口</td><td>本市の総人口は、<u>91,440</u>人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,200</u>人である（令和元年 10 月 1 日現在）。</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人口	本市の総人口は、 <u>91,440</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,200</u> 人である（令和元年 10 月 1 日現在）。	数値の更新
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
人口	本市の総人口は、 <u>90,418</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,000</u> 人である（平成 30 年 10 月 1 日現在）。																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
人口	本市の総人口は、 <u>91,440</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,200</u> 人である（令和元年 10 月 1 日現在）。																		
	第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項	第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項																	
	第 1 節 防災の基本理念	第 1 節 防災の基本理念																	
1-9	南海トラフ全域で 30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は <u>70%</u> と予測されており、この地域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 (略)	南海トラフ全域で 30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は <u>70%~80%</u> と予測されており、この地域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。(略)	数値の更新																
	第 5 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第 5 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱																	
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱																	
1-14	3. 指定地方行政機関	3. 指定地方行政機関																	
1-15	④ 東海農政局 ケ 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。 コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 サ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 シ 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。	④ 東海農政局 (削除) ケ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 (削除)	本省対応に変更されたことに伴う修正。																
1-16	⑦ 中部近畿産業保安監督部 高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。	⑦ 中部近畿産業保安監督部 高圧ガス、液化石油ガス、 <u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等</u> 所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。	表記の整理																
1-17	⑫ 東海総合通信局 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 ウ 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。	⑫ 東海総合通信局 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 ウ 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。	表記の整理																
1-21	5. 指定公共機関	5. 指定公共機関																	
1-22	⑥ 日本放送協会	⑥ 日本放送協会																	

新旧対照表（地震災害対策計画）

1-25	<p>ア 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）を行う。</p> <p>イ 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</p> <p>ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</p> <p>エ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</p> <p>オ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>カ 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>キ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>⑦ 愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</p> <p>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	<p>（削除）</p> <p>ア 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</p> <p>イ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</p> <p>ウ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</p> <p>エ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>オ 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>カ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>⑦ 愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社</p> <p>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>業務内容の変更に伴う修正</p>
<p>第2編 災害予防計画</p>			
<p>第1章 防災協働社会の形成推進</p>			
<p>第3節 企業防災の促進</p>			
2-6	<p>1. 企業における措置</p> <p>(1) 業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>（略）</p>	<p>1. 企業における措置</p> <p>(1) 業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第3章 避難対策</p>			
<p>第1節 避難に関する計画</p>			
2-16	<p>7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画</p> <p>（略）</p>	<p>7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画</p> <p>（略）</p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

	主体	内容	主体	内容	
	市	① 市の避難計画 (略) ア～ウ (略) エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者 救援措置に関する事項 オ～カ (略) ② 避難所の運営体制の整備 (略)	市	① 市の避難計画 (略) ア～ウ (略) エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者 救援措置に関する事項 オ～カ (略) ② 避難所の運営体制の整備 (略)	防災基本計画 の修正に伴う 修正
	第4章 避難行動の促進対策		第4章 避難行動の促進対策		
2-18		避難勧告等は、空振りをおそれず、 <u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u> (略)		避難勧告等は、空振りをおそれず、 <u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。</u> (略)	「避難勧告等 に関するガイド ライン」の改 定に伴う修正
	第4節 避難誘導等に係る計画の策定		第4節 避難誘導等に係る計画の策定		
2-20		1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 市の避難計画 ④緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項		1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 市の避難計画 ④緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項	防災基本計画 の修正に伴う 修正
	第5節 避難に関する意識啓発		第5節 避難に関する意識啓発		
2-22		1. 市における措置 (3) その他 ②指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、 <u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>		1. 市における措置 (3) その他 ②指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、 <u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u>	表記の整理
	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策		第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策		
	第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策		
2-25		1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置		1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置	
2-26		(3) 避難行動要支援者対策		(3) 避難行動要支援者対策	
2-27		⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 避難勧告等を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページや防災情報ブログに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。		⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 避難勧告等を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページやツイッター・フェイスブックに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。	ヤフープログ サービス終了 による修正
	第3節 帰宅困難者対策		第3節 帰宅困難者対策		
2-29		2. 支援体制の構築		2. 支援体制の構築	

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞り場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。</p>	<p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設（滞り場所）</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	
2-34	<p>9. 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(2) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>市は、中部地方環境事務所や県（環境部）と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>9. 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(2) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>市は、中部地方環境事務所や県（環境局）と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p>第8章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	<p>第8章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	
2-39	<p>5. 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>①市防災会議は、土砂災害危険箇所等に関する資料を市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知を図られるよう考慮する。</p> <p>② (略)</p> <p>③市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</p> <p>(4) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>県と協力し、大規模盛土造成地の把握や滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地における宅地の耐震化に努めるものとする。</p>	<p>5. 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>①市防災会議は、土砂災害危険箇所、<u>山地災害危険地区</u>等に関する資料を市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知を図られるよう考慮する。</p> <p>② (略)</p> <p>③市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p><u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。</u></p> <p>なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>(4) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>県と協力し、大規模盛土造成地の把握に<u>努めるとともに</u>、宅地の耐震化に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
	<p>第11章 広域応援体制の整備</p>	<p>第11章 広域応援体制の整備</p>	
	<p>第1節 建築物の耐震推進</p>	<p>第1節 建築物の耐震推進</p>	
	<p>1. 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p>	<p>1. 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を</p>	<p>第3次あいち地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

		指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。																					
	第11章 広域応援体制の整備	第11章 広域応援体制の整備																					
	第1節 広域応援体制の整備	第1節 広域応援体制の整備																					
2-51	<p>(1) 応援協定の締結</p> <p>①(略)</p> <p>②民間団体等との協定</p> <p>市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>(1) 応援協定の締結</p> <p>①(略)</p> <p>②民間団体等との協定</p> <p>市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																				
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画																					
	第1章 活動体制（組織の動員配備）	第1章 活動体制（組織の動員配備）																					
3-1	<p>2. 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>災害対策本部は、次の区分により設置する。なお、市長は、市災害対策本部の設置を県（防災局）へ直ちに報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき、災害対策本部を廃止する。市長はその旨を県（防災局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。</p>	<p>2. 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>災害対策本部は、次の区分により設置する。なお、市長は、市災害対策本部の設置を県（防災安全局）へ直ちに報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき、災害対策本部を廃止する。市長はその旨を県（防災安全局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正 愛知県の組織再編に伴う修正																				
	第3章 地震情報等の伝達	第3章 地震情報等の伝達																					
3-7	<p>2. 情報の伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②市ホームページや防災情報ブログによる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③～⑥(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市	(略)		①(略)		②市ホームページや防災情報ブログによる。		③～⑥(略)	<p>2. 情報の伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②市ホームページやツイッター・フェイスブックによる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③～⑥(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市	(略)		①(略)		②市ホームページやツイッター・フェイスブックによる。		③～⑥(略)	ヤフーブログサービス終了による修正
主体	内容																						
市	(略)																						
	①(略)																						
	②市ホームページや防災情報ブログによる。																						
	③～⑥(略)																						
主体	内容																						
市	(略)																						
	①(略)																						
	②市ホームページやツイッター・フェイスブックによる。																						
	③～⑥(略)																						

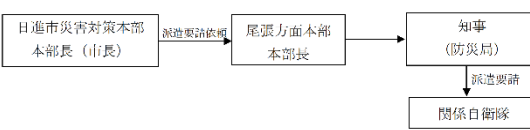
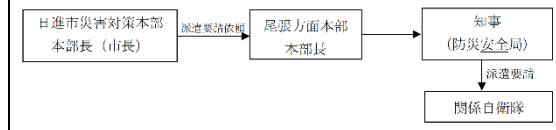
新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>※伝達方法</p>	<p>※伝達方法</p>									
<p>3-12</p>	<p>第5章 広報</p> <p>■（略）</p> <p>■（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td> <p>①広報活動</p> <p>ア 広報の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・市ホームページや防災情報ブログへの掲載 ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） （略） </td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	（略）	<p>①広報活動</p> <p>ア 広報の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・市ホームページや防災情報ブログへの掲載 ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） （略） 	<p>第5章 広報</p> <p>■（略）</p> <p>■（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td> <p>①広報活動</p> <p>ア 広報の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・市ホームページやツイッター・フェイスブックへの掲載 ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） （略） </td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	（略）	<p>①広報活動</p> <p>ア 広報の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・市ホームページやツイッター・フェイスブックへの掲載 ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） （略） 	<p>ヤフーブログサービス終了による修正</p>
主体	内容										
（略）	<p>①広報活動</p> <p>ア 広報の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・市ホームページや防災情報ブログへの掲載 ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） （略） 										
主体	内容										
（略）	<p>①広報活動</p> <p>ア 広報の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・市ホームページやツイッター・フェイスブックへの掲載 ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） （略） 										
<p>3-14</p>	<p>第6章 避難</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>3. 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民等への周知徹底</p> <p>避難勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速、的確に伝達する。</p> <p>伝達手段としては、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、モーターサイレン（下表参照）、市ホームページや防災情報ブログ、広報車の巡回、あるいは自主防災組織・自治会等を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>（略）</p>	<p>第6章 避難</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>3. 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民等への周知徹底</p> <p>避難勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速、的確に伝達する。</p> <p>伝達手段としては、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、モーターサイレン（下表参照）、市ホームページやツイッター・フェイスブック、広報車の巡回、あるいは自主防災組織・自治会等を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>（略）</p>	<p>ヤフーブログサービス終了による修正</p>								
<p>3-16</p>	<p>第2節 避難所の開設・運営</p> <p>市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。</p>	<p>第2節 避難所の開設・運営</p> <p>市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あ</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>								

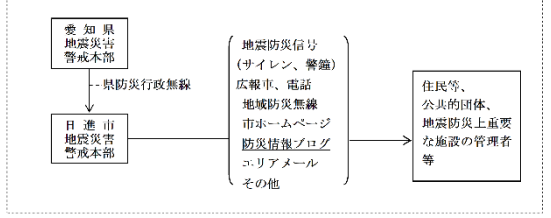
新旧対照表（地震災害対策計画）

	(略)	らかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。	
3-21	<p>第8章 帰宅困難者対策</p> <p>帰宅困難者対策は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p>市は、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供等支援体制の構築、及び必要に応じて滞在場所の確保等の支援を行う。</p> <p>1. 市における措置</p> <p>① 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p> <p>②～③(略)</p> <p>2. 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>(略)</p>	<p>第8章 帰宅困難者対策</p> <p>帰宅困難者対策は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p>市は、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供等支援体制の構築、及び必要に応じて<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等の支援を行う。</p> <p>1. 市における措置</p> <p>① 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等の支援を行う。</p> <p>②～③(略)</p> <p>2. 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
	第13章 緊急輸送対策等	第13章 緊急輸送対策等	
	第1節 緊急輸送道路確保計画	第1節 緊急輸送道路確保計画	
3-33	<p>2. 災害対策用緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>(3) 情報の提供</p> <p>緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</p>	<p>2. 災害対策用緊急輸送道路等の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>(3) 情報の提供</p> <p>緊急輸送道路等の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</p>	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正
	第3節 自動車運転者における措置	第3節 自動車運転者における措置	
3-36	<p>(略)</p> <p>(1) 大規模地震が発生したとき</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき</p> <p>災害対策基本法に基づいて、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われる場合、<u>通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとる。</p> <p>① 速やかに車両を次の場所に移動させる。</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 大規模地震が発生したとき</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき</p> <p>災害対策基本法に基づいて、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われる場合、<u>同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両</u>の運転者は、次の措置をとる。</p> <p>① 速やかに車両を次の場所に移動させる。</p>	法文に合わせた表記に修正

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>ア <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</u></p> <p>イ <u>区域を指定して交通の規制が行われたときは、区域外もしくは区域内の道路以外の場所</u></p>	<p>ア <u>緊急交通路に指定された区間以外の場所</u></p> <p>イ <u>緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所</u></p>	
	<p>第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策</p> <p>第6節 通信施設の応急措置</p>	<p>第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策</p> <p>第6節 通信施設の応急措置</p>	
<p>3-44</p>	<p>1. 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急復旧活動の実施</p> <p>発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおりとする。</p> <p>(追加)</p> <p>①～④(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>1. 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急復旧活動の実施</p> <p>発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>西日本電信電話株式会社</u></p> <p>①～④(略)</p> <p>イ <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p>① <u>伝送路が被災した場合</u></p> <p><u>応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。</u></p> <p>② <u>電力設備が被災した場合</u></p> <p><u>非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</u></p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第16章 応援協力・派遣要請</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p>	<p>第16章 応援協力・派遣要請</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p>	
<p>3-51</p>	<p>2. 災害派遣要請依頼の要領</p> <p>(略)</p>  <pre> graph LR A[日進市災害対策本部 本部長（市長）] -- 派遣要請依頼 --> B[尾張方面本部 本部長] B --> C[知事 (防災局)] C -- 派遣要請 --> D[関係自衛隊] </pre> <p>自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況等を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。</p> <p>市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により、災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>なお、市長は、時間的余裕がないなどやむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。</p> <p>第5節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</p>	<p>2. 災害派遣要請依頼の要領</p> <p>(略)</p>  <pre> graph LR A[日進市災害対策本部 本部長（市長）] -- 派遣要請依頼 --> B[尾張方面本部 本部長] B --> C[知事 (防災安全局)] C -- 派遣要請 --> D[関係自衛隊] </pre> <p>自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況等を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。</p> <p>市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により、災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>なお、市長は、時間的余裕がないなどやむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。</p> <p>第5節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

3-54	<p>(3) 災害医療活動</p> <p>全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	<p>(3) 災害医療活動</p> <p>全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	表記の整理
第23章 航空機の活用		第23章 航空機の活用	
3-70	<p>3. 出動要請</p> <p>市長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者含む。）は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県防災局消防保安課防災航空グループに電話等により、次の事項について速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出するものとする。</p>	<p>3. 出動要請</p> <p>市長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者含む。）は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県防災安全局消防保安課防災航空グループに電話等により、次の事項について速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出するものとする。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
第4編 災害復旧・復興計画		第4編 災害復旧・復興計画	
第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金		第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	
第2節 被災者への経済的支援等		第2節 被災者への経済的支援等	
4-7	<p>2. 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに市その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。(略)</p> <p>4. 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置</p>	<p>2. 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>義援金の受付を行うと共に市やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。(略)</p> <p>4. 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</p>	表記の整理 名称の変更
第5編 東海地震に関する事前対策		第5編 東海地震に関する事前対策	
第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報		第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報	
第2節 警戒宣言発令時等の広報		第2節 警戒宣言発令時等の広報	
5-8	<p>2. 広報の手段</p> <p>広報は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号（サイレン、警鐘）、広報車、地域防災無線・有線放送、市ホームページや防災情報ブログ又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。</p> <p>なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。</p>	<p>2. 広報の手段</p> <p>広報は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号（サイレン、警鐘）、広報車、地域防災無線・有線放送、市ホームページやツイッター・フェイスブック又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。</p> <p>なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。</p>	ヤフーブログサービス終了による修正
			
第6章 発災に備えた直前対策		第6章 発災に備えた直前対策	
第10節 緊急輸送		第10節 緊急輸送	
5-25	<p>3. 緊急輸送車両の事前届出及び確認</p> <p>(1) 緊急輸送車両の事前届出 (略)</p> <p>(2) 緊急輸送車両の確認</p> <p>県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の</p>	<p>3. 緊急輸送車両の事前届出及び確認</p> <p>(1) 緊急輸送車両の事前届出 (略)</p> <p>(2) 緊急輸送車両の確認</p> <p>県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の</p>	表記の整理

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>① 緊急輸送車両の確認申請</p> <p>② (略)</p>	<p>規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>① 緊急輸送車両の確認届出</p> <p>② (略)</p>	
	第 7 章 市等が管理又は運営する施設に関する対策	第 7 章 市等が管理又は運営する施設に関する対策	
	第 2 節 県が管理又は運営する施設に関する対策	第 2 節 県が管理又は運営する施設に関する対策	
5-28	<p>市地域防災計画が定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>市地域防災計画が定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、市が行う避難所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正)に伴う修正</p>
	(追加)	付録	
	(追加)	別添参照	<p>国の検討結果に伴う追加</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

付録

気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成 29 年 11 月 1 日より開始した。「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本市の対応については暫定的に以下（＜本市の対応＞）のとおりとしている。

また、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 30 年 12 月 25 日）に基づき内閣府及び消防庁から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）」（以下「ガイドライン」）が公表された（平成 31 年 3 月 29 日）。

国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正を踏まえ、ガイドラインを参考に日進市地域防災計画を見直すこととする。

＜本市の対応＞

項目	対応
情報の収集及び伝達	適宜必要な情報の収集に努め、住民及び関係機関へ必要な情報を伝達する。
住民への呼びかけ	住民に対して、日頃からの備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。
庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有を目的とする庁内会議を開催する。
施設の点検	市の所管する施設のうち、防災上重要な施設や市民が利用する施設を必要に応じて点検し、地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。
非常配備態勢	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制を執る。

＜参考 南海トラフ地震に関連する情報について＞

1 経緯

○ 気象庁は、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 30 年 12 月 25 日）を踏まえて、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を、以下のとおり決定した（平成 31 年 3 月 29 日）。

2 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件（令和元年 5 月 31 日より提供開始）

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報※	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう防災対応等を示すキーワード（「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」）を付記して発表される。

新旧対照表（地震災害対策計画）

<参考 ガイドライン概要>

1 防災対応の基本的な考え方

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要である
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である

2 大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースの防災対応の考え方

	半割れ/被害甚大ケース (大規模地震 M8.0 以上)	一部割れ/被害限定ケース (前震可能性地震 M7.0 以上 M8.0 未満)	ゆっくりすべり/被害なしケース
特性	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は 100～150 年程度に一度 ・南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近 2 事例は、それぞれ約 2 年、約 32 時間の時間差をもって連続して M8 以上の地震が発生 ・世界の事例では、M8.0 以上の地震発生後 1 週間以内に M8 クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に 1 回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いにおける発生頻度は 15 年程度に 1 度 ・南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近 7 事例では、その後大規模地震が発生した事例はない ・世界の事例では、M7.0 以上の地震発生後 1 週間以内に M8 クラスの地震が発生する頻度は数百回に 1 回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフでは前例のない事例 ・現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない
社会の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域では、応急対策活動を実施 ・被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ・「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている
住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施 ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる 	<ul style="list-style-type: none"> 地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 ・日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 ・日頃からの地震の備えを再確認する等警戒レベルを上げる
企業の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 ・大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 ・それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り実施
最も警戒する期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1 週間を基本 ・その後、「一部割れケース」の防災対応を 1 週間取ることを基本 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 週間を基本 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで